市議会常任委員会、市民意見及び環境審議会意見を受けた戦略の修正箇所

黒字:市民意見募集時の原稿

緑字:市議会常任委員会の意見を受けた戦略の修正(1月19日)

赤字:市民意見を受けた戦略の修正(1月8日~1月29日)

青字:環境審議会の意見を受けた戦略の修正(2月3日)

第1部 生物多様性を巡る現状

1 本市の生物多様性

生物多様性とは、1992年(平成4年)に採択された生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)で、「すべての生物の間に違いがあること」と定義されています。生物の多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があります。

(1) 生態系の多様性

「生態系の多様性」とは、森林、河川、海岸、干潟などそれぞれの地域で、いろいろなタイプの生態系が形成されていることを言います。

本市の例としては、平尾台のようなカルスト地形、皿倉山や風師山のような森林、紫川や 槻田川などのような河川、曽根干潟や岩屋海岸のような海浜といった、様々な環境で地質・ 地形など大地の多様性がもたらす特徴ある生態系が形成されています。







平尾台 槻田川 岩屋海岸

(以下略)

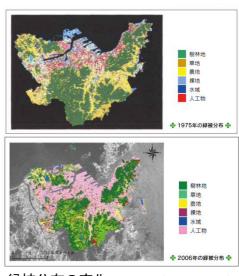
3 本市の生物多様性の4つの危機

平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性の重要性が示される一方で、生物多様性の危機も示されています。危機の種類としては、以下の4つの危機が指摘されています。

(1) 第1の危機(開発など人間活動による危機)

第1の危機は、開発や生物の捕獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響をいいます。例えば、沿岸部の埋立による開発や森林の伐採・他用途への転用は多くの生物にとって生息・生育環境の変化をもたらします。また、観賞用などによる動植物の捕獲・採集は個体数の減少や生態系への影響をもたらします。

本市では、過去(1970年代から1990年代頃)、 小倉南区や八幡西区の市街地部での緑被率** の低下や農地の減少が見られましたが、2000年



緑被分布の変化(上1975年、下2006年) (「北九州市緑の基本計画」より)

以降は、このような開発傾向には歯止めがかかってきています。

※緑被率:対象とする土地面積のうち、樹林地・草地・農地・公園などの緑で覆われた土地面積が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標のひとつで、都市計画などに用いられる。

(2) 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響をいいます。里地里山を例にすると、そこには家畜の飼料とするための採草地や薪を取るための雑木林などの多様な生態系が広がっていました。これにより、人々が生活のために適度に自然に働きかけることで、多様な生物が維持されていました。しかし、過疎化や高齢化、人々の都市型のライフスタイルへの変化等により、これらの土地への管理に手が回らなくなり、採草地や雑木林が森林に遷移することで生態系の多様性が失われてしまいます。

本市においては、里山への人々の働きかけが減少することで、竹林が森林に侵入し、森林が荒廃するという問題が指摘されています。また、荒廃した里山や森林にはイノシシやサルが出没し、農林業等への被害が発生しているだけでなく、イノシシ及びサルとも餌を求めて住宅地などへ出没し、大きな問題となっています。さらに、新たな鳥獣として数年前からアライグマやシカの出没が確認されています。

(以下略)

(3) 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

第3の危機は、人間が近代的な生活を送るために、本来はそこにいなかった外来種(外来生物)や化学物質などを持ち込んだことによる危機をいいます。具体例として、外国原産の生物が観賞用などで持ち込まれ、それらが野外に放たれ定着することで、従来の生態系が失われてしまいます。それだけでなく、遺伝子タイプの違うメダカの放流などによっても、遺伝子の多様性をかく乱するなどの問題も発生しています。また、ネオニコチノイド系農薬等に含まれる化学物質が生態系に影響を及ぼす可能性も指摘されています。

本市においては、外来種の中でも特定外来生物に指定された種が9種(ガビチョウ、ソウシチョウ、アライグマ、ウシガエル、オオクチバス、カダヤシ、ブルーギル、オオキンケイギク、オオフサモ)生息していることが確認されています。また、カミツキガメ**や、**セアカゴケグモ、ツマアカスズメバチ、アレチウリ、ボタンウキクサの目撃例も報告されています。







ウシガエル

オオキンケイギク

ガビチョウ

本市で生息が確認されている代表的な特定外来生物 (ウシガエル写真:環境省提供、ガビチョウ写真:環境省九州地方環境事務所提供)

(以下略)

第2部 本戦略の基本理念と基本目標

(中略)

6 戦略期間および対象区域

(1) 本戦略の戦略期間

本市の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できる社会を実現するには非常に長い期間と継続的な取り組みが必要です。一方、COP10の短期目標が2020年を目標年としていること、「生物多様性国家戦略2012-2020」においても社会情勢などの変化も踏まえた9年間の戦略としていることも踏まえ、本戦略の戦略期間を以下のとおり設定します。

戦略期間

2015年度(平成27年度)から2024年度(平成36年度)までの10年間

なお、戦略推進期間中における社会情勢などの変化により対応するため、必要に応じて適宜、本戦略を見直すとこととします。

(2) 本戦略の対象区域

本戦略における対象地域は北九州市全域を基本とします。

しかしながら、自然環境は山地や河川、海域など行政区域外と密接な関係性があります。 人、生き物、ものの移動などを介した生物多様性に配慮し、すると同時に、必要に応じて国、 県、周辺自治体等との連携に代表されるような広域的な視野を持ってた取り組みを推進し ます。

【国、県や周辺自治体等との連携】

- ・ 市街地近郊や森林で生息する多様な鳥獣の生息環境を保全し、生物多様性の保全 にも資する「鳥獣保護区」を帆柱山や足立山などで指定・更新するにあたって、県に市 の意見を述べる。
- 特定外来生物対策を検討する「九州地方外来対策連絡会議(環境省九州地方環境 事務所主催)」へ参加し、情報の共有化を図る。
- ・ 県内の市民参加型の生き物調査における手法を検討する「福岡県環境県民会議生きもの調査分科会(福岡県主催)」へ参加し、県と協働して調査の普及を図る。

第3部 戦略を推進するための本市の施策

(中略)

基本目標1

自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

(中略)

7. その他の市民啓発事業

担当局課 [環境局環境科学研究所、建設局水環境課、 建設局公園管理課、いのちのたび博物館]

これら以外にも

- ①響灘ビオトープでの環境学習活動や自然体験ボランティア活動の実施
- ②平尾台観察センターにおける自然体験学習の活用
- ③北九州ほたる館、香月・黒川ほたる館の活用
- ④山田緑地における自然観察会の実施
- ⑤平尾台自然の郷での市民参加による自然体験活動の実施
- ⑥到津の森公園での市民ボランティアによる動植物のガイドや環境教育活動の実施
- ⑦響灘緑地の都市緑地センターにおける緑に関する講習会等の実施
- ⑧白野江植物公園での緑に関する講座等の実施
- ⑨いのちのたび博物館による、皿倉山や曽根干潟、遠見ケ鼻などに生息する野生 生物の観察会の実施
- ⑩いのちのたび博物館による、中央公園一帯の都市林に生育する植物を観察し 経年変化を把握するためのモニタリング型観察会の実施
- ⑪いのちのたび博物館による、若松北海岸や平尾台などの地質学的に重要な地点を紹介するジオツアーやジオハイクの実施
- ⑫いのちのたび博物館による、しめ縄づくりなどの伝統的な人と自然との関わりを 体験してもらう講座の実施

など、各種の市民啓発活動を今後も継続、拡充し、市民自身による活動を促進していきます。

これらについては、日常の遊びや各種のイベントの中で、自然とのふれあいを深めていくことができれば、効果は小さくないと思われます。

そのため、今後は、積極的に遊びの中の市民啓発手法を取り入れていきます。例えば、 次のような方法も一つの案として考えられます。

- ①昔ながらの遊びを紹介するための幼稚園、保育所等への出張講座の開催
- ②身の回りの「日本一の・・」「北九州一の・・」を探す市民・NPO参加のイベント、及びこの結果を用いたマップの作成

このほか様々の手法を市民、NPOと連携して、研究、開発するとともに、市民、NPO は、行政が行う自然環境に関する市民啓発活動に参加、協力していきます。

基本目標2

地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

(中略)

2. ほたるのふるさとづくり

担当局課 [建設局水環境課]

川にホタルがすむことは、きれいな水が流れ岸辺には土や植物があるなど、自然環境が残っていることを意味します。しかし、都市化とともに生活排水の流入で川は汚れ、一時はホタルもすっかり減少していました。近年では、公共下水道の普及や河川整備等によって川の水質が回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられてきたホタル保護活動もようやく実を結びつつあります。この活動を支援し、全市に広げるために平成4年度「ほたる係」を新設し「ほたるのふるさとづくり」に取り組んでいます。現在、その活動の輪は市内全域に広がり、地域の水辺環境が守られるだけでなく、ホタルを通して地域コミュニティ活動が活性化され、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。また、ホタルと人が共生する自然環境の保全を目指して、ホタルの保護活動の発表や意見交換を行う「日韓ほたるシンポジウム」を開催し、韓国等との交流を行っています。

「北九州市ほたる館」、「香月・黒川ほたる館」について

担当局課 [**建設局水環境課**]

ホタルをはじめとする水辺環境に関する学習や情報交換の場として、平成14年4月にオープンした「北九州市ほたる館」では、年間を通じて、昼間でも光るホタルを観察することができます。

また、平成25年10月に市西部地区の拠点施設としてオープンした「香月・黒川 ほたる館」には、八幡西区黒川の生物を多数展示し、ホタル愛護団体の方々をはじめ、 多くの市民の方にご利用いただいています。



北九州市ほたる館



香月・黒川ほたる館

基本目標3

自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ

多様な機能の発揮

(中略)

方向性2 地域固有の生態系の保全と利用

1. 曽根干潟の保全と利用

担当局課「**環境局環境科学研究所**]

曽根干潟(小倉南区)は、希少な動植物が生息する場所として、また、多様な生物が生息する生態系が成り立っている価値の高い干潟として、います。平成13年には環境省によって日本の重要湿地500の一つに選定されるなど、国や諸機関にも認められている全国的にも重要な干潟です。

このような曽根干潟の環境保全を図るため、市では平成11年3月に「曽根干潟保全利用計画」を策定し、その中で「自然環境と人間活動の共生」を基本理念として、干潟の環境調査の実施や干潟利用に対する一定の制限を行うとともに、干潟を市民の環境教育の場としても利活用しています。

また、平成12年2月には、市民が野鳥観察を通じて自然と共生する場、自然環境保全活動に参加する場の整備を目的とした「北九州市野鳥観察施設整備方針」を策定し、そのなかで、曽根海岸での野鳥観察の場の整備を計画しています。

今後も、これらの取り組みを継続し実現に向かって努力するとともに、市民やNPOが取り組んでいるカブトガニ等をはじめとした希少な生物の保全活動を積極的に支援します。

一方、国においても全国的に減少してきている干潟の保全を図る動きが見られます。 環境省では、平成14年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、日本 全土での自然環境の変化を把握するため、森林、里地、湖沼、湿地・干潟、河川、海岸 の様々な生態系を1000ヶ所選定し、長期的にモニタリングする「モニタリングサイト1000」 事業に平成15年度より開始しました。

市内では平成26年度現在5ヶ所が調査サイトに設定され、曽根干潟はシギ・チドリ類のコアサイト調査地に設定されています。

現在、本市においても、水質、底質、底生生物のモニタリングを実施していますが、環境省によるモニタリングが加わり、現行の調査よりも多くの情報が入手可能となり、より詳細に環境状態を把握できることになりました。

干潟の自然環境は、そこに流れこむ河川、河川がたどる市街地や農地、さらには、その先にある森林、沖合いに広がる海、また、長期的なスパンでの気象の変化、さらには、 人為的な影響等を受け、必然的に変化するものです。

そのために、干潟の変化を出来る限り把握し、科学の目をもって状況の変化に対応していくことが必要であると考えています。

そこで、本市では、独自のモニタリングを行うとともに、環境省「モニタリングサイト1000」 事業の調査結果の情報収集に努め環境保全に努めていきます。



曽根干潟



モニタリング調査風景

2. 特定種に対する保護・保全対策

担当局課「**環境局環境科学研究所、**

建築都市局学術:研究都市開発事務所]

希少な動植物の生息・生育環境の広域的な保全については他の項で示すとおりですが、特定の生物種・群集が"絶滅の危機"に瀕している場合、特別の保護・保全対策が必要です。

このような考えの基に現在、次のような取り組みが行われています。

ア)ガシャモク保護対策

環境省RDB絶滅危惧IA類で、国内では本市のみに自生が確認されている希少な水生植物です。

自生地が民有地のため池であることから、市では、土地所有者の理解を得て、地元の植物専門家や福岡県と協働して自生しているため池の水質や生育状況、周辺環境などについてモニタリング調査を継続するとともに、系統保存に関する調査も実施しています。

さらに平成19年度からは、ため池の水質・底質改善を目的に、水抜き作業を、地元の協力を得て実施しています。また水抜き後には、底土を一部採取して、池の底土中で休眠している埋土種子からの発芽させる試験を実施しています。



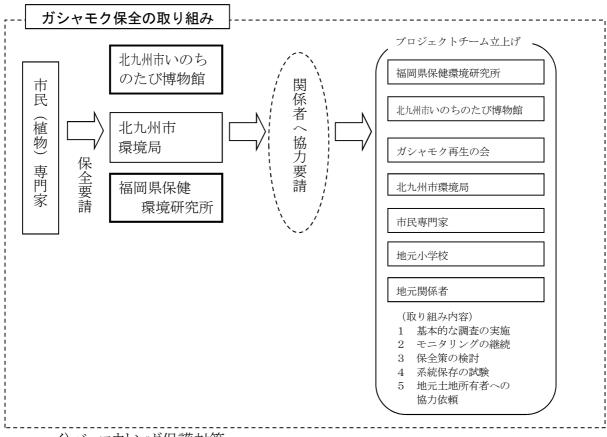
▲水質調査



▲底土採取



▲休耕田での発芽試験



イ)ベッコウトンボ保護対策

ベッコウトンボは、種の保存法での国内希少野生動植物種や環境省 RDB 絶滅危惧 I 類に指定されている希少な昆虫です。

若松区の「響灘ビオトープ」では、このトンボを含めて、多数のトンボが生息しています。NPO等の協力のもと、頭数調査を行い、状況の把握に努めています。

ウ)ズグロカモメ対策

ズグロカモメは、環境省RDB絶滅危惧Ⅱ類に分類された希少な渡り鳥です。夏季に中国の沿岸で繁殖し、冬季に日本などの干潟で越冬しています。

北九州市小倉南区にある曽根干潟は、日本でも有数のズグロカモメの越冬地であるとともに、多種多様な生物が生息する場所です。

このような干潟および干潟周辺の環境の中で、干潟の保全・利用を検討するために、北九州市では、平成7(1995)年度から曽根干潟の環境調査を実施しています。

この調査の一環としてズグロカモメについて平成8(1996)年度から平成 11(1999)年度まで中国と共同で調査を行い、その後も北九州ズグロカモメ研究会によって継続調査をしています。

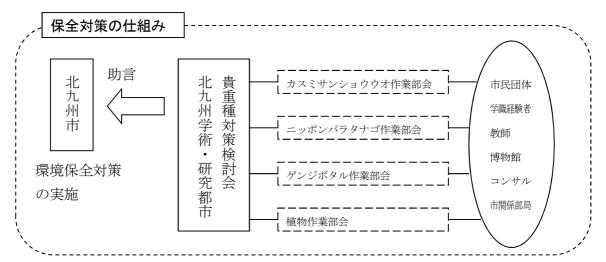
エ)カブトガニ保護対策

カブトガニは、環境省RDB絶滅危惧 I 類、福岡県RDB絶滅危惧 I A 類に指定される希少な甲殻類です。

近年曽根干潟は、日本有数のカブトガニの生息地となっています。カブトガニの生息する健全な干潟の生態系の環境とともに、産卵つがい数や幼生の生息状況について、地元 NPO 等の協力のもと、モニタリングを継続していきます。

オ)北九州学術・研究都市整備事業における希少種対策

北九州市が事業者として実施している北九州学術・研究都市整備事業では、環境影響評価を行った際に、ニッポンバラタナゴ(環境省RDB絶滅危惧IA類)、カスミサンショウウオ(福岡県RDB絶滅危惧II類)や生息数が減少しているゲンジボタルなどの希少種が確認されたことから、市として、北九州学術・研究都市貴重種対策検討会を設置し、事業期間内におけるこれらの保全対策に取り組んでいます。



現在、市としては、関わり方に違いはあるものの、上記のとおり特定の種を対象とした保護、保全対策に取り組んでいます。

しかしながら、今後の保護・保全対策のあり方は、それぞれの特定種において、

- ① その種が生息する土地の所有状況
- ② 保護・保全対策が必要となった経緯
- ③ 希少性
- ④ 国内での分布状況
- ⑤ 種の増減状況
- ⑥ 保護・保全対策に関わる市民活動の状況
- ⑦ 市民の関心度
- ⑧ 保護・保全対策に係る費用 など

条件がそれぞれ違うことから、その対策も変わってくるものと考えられます。

市としては、生物の多様性を保全していくため、まず、ア)~オ)の対策を継続して実施するとともに、保護・保全が必要な新たな特定種が出現した場合には、必要な対策を関係者とともに検討するとともにその実現に努力していきます。

基本目標4

人と自然の関係を見直し、

自然から多くの恵みを感受できる状態の維持

2. ビオトープなどの自然共生型地域づくり

担当局課「**環境局環境科学研究所、建設局緑政課**]

本市では、都市化により失われつつある「市民と自然との関わり合い」を取り戻す場所として、周辺地域の生態系と調和し、多様性に富んだ生き物の生息空間(ビオトープ)としての水辺づくりを行っており、これまでに、志井うるおい池(小倉南区)、洞海ビオパーク(八幡西区)、響灘ビオトープ(若松区)等を整備してきました。

完成した水辺は、憩い安らげる身近な自然として、市民に親しまれていますが、さらに 子供たちの環境学習や地域の環境保全活動の場として活用されるよう努めます。

担当局課 [建設局緑政課]

これまで、市では、自然とのふれあい、特に生き物とのふれあいの場を確保するため、 グリーンパーク、皿倉・河内地域、平尾台、山田緑地等で整備を進めてきました。

<グリーンパーク(響灘緑地) (若松区)>

若松区にあるグリーンパークは、複雑な水際線がリアス式海岸を思わせる広大な頓田 貯水池を中心に山林、原野、海浜等変化に富んだ自然景観がひろがる、「水・緑・そし て動物たちとのふれあい」を基本テーマにした市内最大の公園(開設面積約 196 ヘクタ ール)です。

園内のひびき動物ワールドには国内では珍しいウォンバットや、日本ではここでしか 見られないロックワラビーがいます。

また、緑化に関する中核施設である「都市緑化センター」、西側エリアに階段状に広がる「バラ園」(320種約2500株)、その他に「サイクリングロード」などもあります。

<皿倉・河内地域の整備(八幡東区)>

皿倉地域は、市街地に近接する自然に恵まれた緑豊かな地域であり、身近なレクリエーションの場として、多くの市民に利用されています。

河内地区では、湧出した温泉と豊かな自然を生かし、多世代が楽しく憩える余暇・ レクリエーションの拠点を整備しました。

〈平尾台自然の郷(小倉南区)>

平尾台では、天然記念物指定地域(保存ゾーン)と石灰岩採掘地域(産業ゾーン)との間に緩衝地帯(バッファゾーン)を設け、その一部に平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を整備しました。基本テーマを「自然と人とのふれあい」、「地域活動とのふれあい」、「地域産業とのふれあい」、「平尾台特有の景観との調和」とし、自然保護の徹底と産業活動の調和を図っています。

ふれあいの場の整備(つづき)

<山田緑地の整備・30世紀の森づくり(小倉北区)>

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を体める姿を観察することができます。

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。

計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。

山田緑地は、かつて山田弾薬庫として使用され、約半世紀にわたり一般の人々の手が加えられていない自然の残る森でした。その一部を広く市民に開放されることが決まり、その時点で生き物調査が実施され、北部九州で生息する生き物がワンセット生息していることが確認されました。そして、「30世紀の森づくり」を基本理念として、貴重な自然を守り育てていく公園づくりを目指して整備し、開園後20年が経過しました。

公園の特色としては、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域の3つに区域分けをして、生き物や森の観察などの学習研究活動や自然環境をテーマとした市民交流活動など、多種多様な取り組みを実施しています。また、開園後20年を経過した現状を把握するため、市民ボランティアと専門家による生き物調査を行うなど、新たな取り組みも進めています。

30世紀(千年)の森を見守る調査では、自然林への移行の状況を把握するための調査エリア(実験場)を設定し、指標種となるタブノキやシイノキ類の出現状況などの調査を行っています。また、哺乳類の定点カメラ調査では、いきいきとしたタヌキやノウサギ、テンなどの姿をとらえました。その他、鳥類や昆虫類などを含めて生き物調査を進め、山田緑地が都心に近接して優れた自然を有していることや、生態系ネットワークの中心となっていることが分かりました。

6. 人と野鳥が共存する環境づくり

担当局課「**環境局環境科学研究所**]

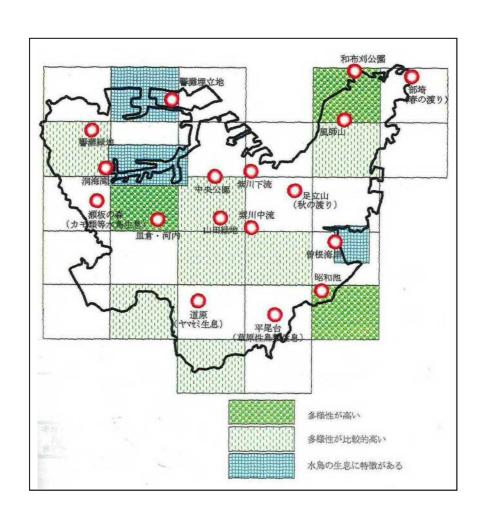
人と野鳥が共存するためには、野鳥の生態を十分に知るとともに、野鳥に危害を加えることなく観察できる場が求められます。

本市では、平成12年2月に市内で野鳥とふれあえる場を選定のうえ、それぞれの場での自然環境に配慮しながら、必要な野鳥観察施設を整備することを目的とした「北九州市野鳥観察施設整備方針」を策定しました。

この整備方針では、市内の17ヶ所を野鳥観察の場として選定しています。野鳥観察の場は、従来からある施設に野鳥観察施設を整備するもの、曽根海岸(小倉南区)のようにこれから計画していくもの、また、既に整備構想や計画が定められている場所もあることから、これらの構想や計画との調和を図りつつ整備を進めなければなりません。

そのため、野鳥観察施設の整備に当たっては、17ヶ所を一度に整備するのではなく、 それぞれの場所の関連計画と合わせて随時整備を進めていくこととします。

また、NPOや専門家と連携し、野鳥に関する情報収集及び調査研究を行い、観察や 学習機会の拡大を図ります。



山田緑地の事例

担当課「建設局緑政課]

豊かな森や水辺を持つ山田緑地は、開園当初から野鳥に配慮した施設として公園の中央に森のゲートを整備し、保全・保護区域への人の入場確認やマナーなどの指導を実施しています。また、森のゲートから谷地形の奥に位置する「とんぼの池」には、野鳥を驚かさないための遮へい植栽と窓のついた観察壁を設置しています。

こうした施設を活用して、野鳥観察会をはじめ生き物調査を、生き物ボランティアとともに実施しています。特色としては、生態系の頂点となるハイタカなどの餌場としての飛来や森林性のフクロウの営巣を確認しています。そして、姿の美しいサンコウチョウや、ルリビタキ、ヤマドリ、カワセミなども観察されます。

また、専門家の鳥類標識調査では、森のゲート付近において、渡り鳥が再飛来するケースが多く、渡り鳥にとって重要な生息場所となっていることを報告しています。



山田緑地のフクロウ



山田緑地のルリ ビタキの飛来 (環境省許可に よる標識調査)

※調査写真提供:日本野鳥の会北九州

響灘ビオトープの事例

担当課 [環境局環境科学研究所]

響灘地区は日本列島を縦断する渡り鳥と大陸方面の渡り鳥が交差する「渡り鳥の十字路」に位置しています。そのため、響灘ビオトープには、これまで 200 種類以上の鳥類の飛来が確認されています。そのなかには、ここでの繁殖が九州初記録となる猛禽類の「チュウヒ(環境省 RDB 絶滅危惧 I B 類)」や「コアジサシ(環境省 RDB 絶滅危惧 I 類)」などの希少な野鳥も含まれています。

そのため、響灘ビオトープでは湿地で羽を休める野鳥を観察するための野鳥観察施設や、荒天時でも野鳥が観察できるライブカメラを整備しました。さらに、早朝に活動する野鳥を観察するイベントや NPO が主体の野鳥観察会も開催されています。

また、人工的に設置した「ミサゴポール」をつかった、「ミサゴ(環境省 RDB 準絶滅危惧)」繁殖の取り組みなど、自然回復のための実験的な試みも行っています。



チュウヒ



野鳥観察施設



ミサゴポール

資料編

資料 1

生物多様性に関する国内外の取り組み

資料 2

本市の自然環境に関する現状

資料編2 本市の自然環境に関する現状

本市の自然環境に関係する現状値を下記に示します。

番号	内容	現状値	年	備考
1	農家数	3,003 戸	平成 22 年	
2	経営耕地面積	1,977ha	平成 22 年	2010年世界農林業センサス
3	耕作放棄地面積	161ha	平成 22 年	(農林水産省)
4	林家数	1,048 戸	平成 22 年	

用語説明

家: 経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯または農業生産物の総販売額が

15万円以上の規模の農業を行う世帯。

経営耕地: 農家が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地(自作地)と、よそ

から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

耕作放棄地:過去1年以上作物を栽培せず、再び耕作する考えの無い土地。

林 家:保有山林面積が1ha 以上の世帯。

番号	内容	現状値	年	備考
5	森林面積	19,490ha	平成 24 年	
6	森林比率	40%	平成 24 年	遠賀川地域森林計画書
7	保安林実面積	3,829ha	平成 24 年	(福岡県)
8	竹林面積	1,585ha	平成 24 年	

用語説明

森林比率: 市の面積における森林の割合。森林面積を市域面積で除した値。

保 安 林: 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、

特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって

指定される森林。

番号	内容	現状値	年	備考
9	風致地区面積	12,870.7ha	平成 27 年	
10	特別緑地保全地区	83.3ha	平成 27 年	
11	河川数	260 河川	平成 27 年	净乳已事光抓而 0015
12	北九州国定公園面積	6,789ha	平成 27 年	建設局事業概要 2015 (北九州市)
13	瀬戸内国立公園面積	46ha	平成 27 年	(40)(1)(1)
14	玄海国定公園面積	54ha	平成 27 年	
15	筑豊県立自然公園面積	2,064ha	平成 27 年	

用語説明

風 致 地 区: 都市計画法に定める地域地区で、自然環境に恵まれている区域の景観を 保護し、周囲の環境と開発の調和を図り、快適な生活環境をつくるために指定 するもの。

特別緑地保全地区: 都市緑地法で定めるもので、良好な自然環境を形成している樹林地や、水 辺を保全する目的で指定するもの。

番号	内容	現状値	年	備考
16	本市で確認された「福岡県の希少野生生物」記載種	551 種	平成 27 年	福岡県の希少野生生物 (福岡県)北九州市生物多様性戦 略改訂に伴う調査業務委 託報告書 (北九州市)

用語説明

希少野生生物: 絶滅の恐れなどが指摘されている動植物。